

(趣旨)

第1条 社会教育ならびに学校教育の各分野において行われる学習活動、体験活動の充実を図ることを目的として市民ボランティアによる積極的な地域貢献を促すため、本事業を実施する。また、住民生活の基本である地域コミュニティの活性化を目指し、「住民による住民のためのボランティア活動」を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 飯塚市教育委員会(以下「委員会」と言う。)は、前条の目的を達成するため、いづかボランティアネットワーク事務局(以下「事務局」という。)を設置し、次の各号に掲げる内容の事業を実施する。

- (1) ボランティア登録を促進するための養成事業
- (2) いづかボランティアバンク(以下「バンク」と言う。)の管理
- (3) バンク登録者(以下「登録者」と言う。)の派遣ならびに各種調整
- (4) 登録者の資質向上を図るための事業

(登録)

第3条 バンクへの登録を希望する者は、登録申請書を委員会に提出し、事務局が提示する各種要件を了承のうえ、登録をする。

(登録機関)

第4条 バンクへの登録期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で登録を行ったものは当該年度末までを登録期間とする。

(登録の更新)

第5条 バンクへの登録更新を希望する者は、委員会に対し更新を希望する旨の連絡をしなければならない。

(活動内容および名称)

第6条 登録者は、以下に示す生涯学習課の所管する各ボランティア事業に従って活動を行うものとする。活動の詳細については、各事業の実施要領の定めによる。

- (1) 学習支援ボランティア(Learn Volunteer)事業

主に総合的な学習の時間等における指導者の派遣を行う

- (2) 熟年者ボランティア(Intelligence Volunteer)事業

主に高齢者を活用して学校支援を行う

- (3) 学生ボランティア(Near Volunteer)事業

主に学生を活用して公民館等の事業に対する補助支援を行う

- (4) 地域支援ボランティア(Keep Volunteer)事業

主に一般市民を活用して施設等の整備や安全支援、事業に対する補助支援を行う

(派遣の申請)

第7条 登録者の派遣を希望する者(以下「派遣申請者」と言う。)は、派遣申請書を委員

会に提出するものとする。

(派遣の調整)

第8条 事務局は、前条に定める申請書を受理した後、本要項及び関連する規定に基づき派遣を決定する。

2 事務局は、必要に応じて派遣申請者及び登録者に対しボランティアの派遣調整を行うことができる。

(報告書の提出)

第9条 派遣申請者は、月ごとに事業報告書をまとめ、すみやかに委員会に提出するものとする。

(報償)

第10条 委員会は、申請に基づき登録者が派遣された場合には、各種ボランティア事業の実施要領に従って報償(交通費相当)を支払うことができる。

登録者は、報償の受取のために事務局に委任状を提出するものとする。

ただし、報償費を支払わないことを規定している各種ボランティア事業の場合は、この限りではない。

(保険)

第11条 活動中の事故等に対する保険については、委員会が責任を持って加入し、保険に関する手続きのすべてを行う。

2 活動中に事故等が発生した場合、派遣申請者は速やかに事務局に報告しなければならない。

3 保険の約款等に規定されていない事態が発生した場合、派遣申請者は責任を持って対応しなければならない。

(活動範囲)

第12条 登録者の活動範囲は飯塚市内のみとする。

2 派遣申請者は、本事業の趣旨を十分に理解し、長時間の活用を避ける等考慮のうえ申請するものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成19年4月1日から適用する。

2 この要項は、令和8年4月1日から適用する。